

森村誠

悪の狩人

非道人別帳

二



文藝春秋

悪の狩人

文藝春秋

悪の狩人 非道人別帳 一

一九九四年九月十五日 第一刷

定価はカバーに表示しております

著者 森村誠一

発行者 阿部達児

株式会社文藝春秋

東京都千代田区紀尾井町三一二三 郵便番号一〇二
電話東京(03) 三二六五一一一一

発行所 印刷 凸版印刷 製本 中島製本

万一落丁・乱丁の場合は小社営業部にて送料当社負担でお取替えいたします

© Seiichi Morimura 1994
ISBN4-16-315020-X

Printed in Japan

目 次

誘死香	223	女神の焚殺	189	怨み昔	125	猫のご落胤	89	供養千両	55	悪の狩人	5
-----	-----	-------	-----	-----	-----	-------	----	------	----	------	---

装帧
多田
进

试读结束：需要全本请在线购买：www.ertongbook.com

惡の狩人

非道人別帳

一

町奉行所に保管されている刑事関係諸帳簿、たとえば檢使罪過之者留帳、同心檢使罪過之者留帳、三十日切尋日切過候伺帳、諸訴刻限留帳、御用覚帳、捕者帳、町廻帳等の中に、非道人別帳という帳簿があった。これは奉行所が取り扱った江戸の犯罪の中で特に凶悪であり、あるいはその所業人道を踏み外す不届き至極な者どもの犯罪事実を記録した帳簿である。

この作品は江戸町奉行所に保管されていた非道人別帳に基づいている。

惡
の
狩
人

—

老中どもは鋸挽きの刑を復活せよという上意に驚いた。

「いまさら鋸挽きの復活など、時代錯誤も甚だしうござる。上様にはいかなるご存念か」

「それも形式のみに留めず、挽きたいと申す者があればこれを挽かせよとの御詫でござる。上様は本氣で鋸挽きを復活させるおつもりらしい」

「弱つたものよのう。この天下泰平のご時世に、古色蒼然たる鋸挽きの復活など、ご時世にさからい、ますます法を歪げ、事実を歪曲する風潮を促すであろう」

「上様はもとよりそれをご承知、その悪弊を正すために、あえて苛法の復活をご沙汰されたのではないか」

「悪弊を正すどころか、かえって見て見ぬふり、知つて知らぬふり、役人の表裏を促すであろ

う」

老中たちは額を寄せ合つて溜め息をついたが、鶴の一声には逆らえなかつた。

もともと幕府の法律は戦国の法律であり、平和な時代に適合しない。時代に合わないことがわかつても、神君東照大権現（家康）が定めおかれた捷は墨守しなければならない。祖法を守ることに、徳川家の存在基盤がある。

鎮国令や参勤交代など明らかに時世に逆行することがわかつても、祖法をないがしろにすることとは、幕府の拠つて立つ基盤アシナガタを自ら否定するものである。そのため歴代の将軍、幕閣の要職にある者でも、これを変えることはできなかつた。

獄門、磔はりつけ、火焙り、鋸挽きなどの残酷刑が、平和な時代の法治国家にそぐわないことは明らかである。だがいずれも神君家康公の定められた捷となれば、不磨の典法として遵守じゆかんしていかなければならぬ。

当然の成り行きとして現実と法律の間に隙間ができる。幕府の役人はこの隙間を、法律を緩やかに解釈することによって埋めようとした。だが寛大な解釈にも限界がある。彼らは限界を越える部分を、事実を歪曲し法を歪げて無理やり適用したのである。

役人は不正を見逃し、嘘がまかり通り、袖の下が法律を空文化した。

この度將軍の發意によつて復活が沙汰された鋸挽きの刑は、主殺しに対し適用される極刑中の極刑であり、主に對する反乱を最大の惡とした戦国の名残りである。

刑罰の起源は平治（一一五九）の頃らしいが、室町時代には盛んに行なわれた。このころは実際に罪人の首を鋸で挽いた。江戸時代に入つて主君、父親を殺した者に科せられる正刑となつた

が、次第に形式化した。

江戸時代はまず罪人を一日引きまわしにした後、日本橋南詰めの広場に身体を埋め、首から上だけ出して衆人の晒し者にする。そして囚人の両肩に傷をつけ、その血を塗りつけた金鋸と竹鋸を両脇に置いておく。挽きたい者があればこの鋸で挽けという意味である。

だが慶安年間（一六四八～五二）に実際に鋸で挽いた者があつたので、幕府は驚き、以後鋸に血をつけることをやめた。これ以降鋸挽きの刑はまったく形骸化していた。

天下泰平、武士は軟弱に流れ、町人は財力に傲り、奢侈に耽った。支配階級の武士が、財力をたくわえた商人の前に次第に屈して、雄藩大名といえども、大町人から融資を受けなければ藩財政を賄うことができなくなっている。町人の財力の前に、権力そのものすら動搖しかけていた。武力に代って、財力が権力を握りかけていた。

戦争がなくなり、武士が無用の消費階級と堕した平和な時代において、武士を社会の支配階級たる位置に留めているものは、階級制度である。

人間を大ざっぱに士農工商に四区分し、それぞれの階級をさらに細かく区分した。五万石の小藩においてすら家老から徒士までの間に六十三階級、小頭から足軽までの間に十二階級の身分差がある。

農家にしても名主、自作農、小作農に大別され、さらに耕す土地によって細分化される。職人や商家の階級差も同様で、女性にいたっては上は北政所きたのまさどや御台所から、お末、お鍋に至るまで細かく分けられていた。

この厳しい階級制度のおかげで、武士はその本来の役割を失った後も市民の最上層に位置するものとして威張つていられたのである。いわば武士階級の基盤である階級制度が、商人の経済力によって空洞化してきた。これは支配階級にとつて由々しき一大事である。

富をたくわえ増長した商人をたしなめ、平和ぼけして弛みきつた武士階級に活を入れるために、戦国の氣風の残る徳川の初期体制に戻すことである。

まず老中に委任した権力を将軍に取り戻し、老中の傀儡化した将軍を権力の中核に据える。幕府草創期の政策と慣習を踏襲して幕府の権力を強化する。そうすることによつて眞の支配階級はたれかということを再確認させる。

このよだな反動政策の象徴として取り上げられたのが、すでに形式化した鋸挽きの刑であった。残酷で野蛮であり、戦国の尾を最も強く引く極刑であるだけに、これの復活が世間にあたえる衝撃は強い。

「これより形式ではなく古来のとおり、囚人の肩に傷をつけ、その血を鋸に塗りつけてかたわらに置くべし。挽き申すべしと申す者これあるときは挽かせ候事」

厳しく下達してきた。

老中は鋸挽きの刑の復活に驚愕したが、将軍に面と向かつて諫言する者はいなかつた。将軍にこのような反動政策をとらしめたのは、将軍を傀儡として棚の上に置いた老中たちの責任でもある。戦国の氣風を最も強く受け継いだ現将軍が、幕府の基礎である幕府創設期の体制を忠実に踏襲しようとする政策にだれもがその無理を承知しながらも、面と向かつて反対できない。反対す

る者は、徳川の家祖を軽んずることになるからである。

「血を塗りつけた鋸を罪人のかたわらに置いたところで、まさか本当に挽くような外道の者はおるまい」

老中たちはこの時代逆行の刑の復活に眉をひそめながらも、鶴の一声の前にしぶしぶ認めざるを得なかつた。

二

三月初め、日本橋南詰めの広場に、十八、九歳の美しい町娘が晒された。南詰め広場の西側は高札場となつており、晒し場は東側広場にある。

「橋の上は、貴賤老若、上る人下る人、帰る人行く人、騎馬、乗り駕籠の人昼夜を分かたず、押し合い、揉み合いして足を止めることもかなはず、橋の下には漁船、薪炭船、乗合船等水の面も開かぬほど往来激しく」

と当時の流行本に記されたほど交通の最も激しい場所である。

ここに晒された見目美しい娘は、たちまち衆目の好奇的となつた。娘は穴晒し箱と呼ばれる三尺四方、深き二尺五寸の箱の中に入れられ、箱ごと地中に埋められ、首枷くびがせをされて首から上げ地上に出していた。両脇には血を塗りつけた鋸が置かれてある。久し振りに復活した鋸挽きの刑が、妙齡の美しい女に初めて科せられたのも、その残酷性を強

調している。娘老人といえども、罪を犯した者は容赦しないという断乎たる為政者の姿勢が示されて、その意味では民衆に対する効果は抜群であつた。

女のかたわらにはその罪状を示す捨て札が掲げられている。そこには次のように記されていた。

「一、父親を殺し候一件

新材料町山城屋徳兵衛

養女おいせ

右の者養父徳兵衛病弱につけ込み、その財産横領を企て候上薬と申し偽り、毒物を養父徳兵衛に毎食後すすめ、ついにこれを殺し、あまつさえ罪状現れ候事を恐れ、その居宅へ火をつけ候えども、家人の発見早く大事に至らず候とは申しながら罪に罪に罪を重ね不法の始末不届きにつき、二日晒し、鋸挽きの上一日引きまわし、磔申しつけ候なり」

親殺しの上、放火とあつては鋸挽きの極刑もやむを得ない。本来放火は火焙りの刑が適用されるが、放火罪が未遂となり、親殺しに吸收されて鋸挽きの上、磔の刑が科せられたのであろう。

新材料町の山城屋といえば、江戸で聞こえた材木問屋である。木材を中心に木綿や絹などの日用品も扱っている。

徳川初期に形式化した鋸挽きの刑の復活とあつて世間の注目を引いたところに、罪人が妙齡の

美女であつたから、見物人がわざと押しかけた。

「もつたいないねえ、あんな美しい女を磔にしてしまうなんて、お上の考えることはわからねえ」

「鋸で挽かせるよりは下々に下げまわして、さんざん楽しませた後に磔というのはどうでえ」

「その方が我々下々も喜び、罪人にもいい功德になるというもんだぜ」

「これがほんとの一穴二鳥だ」

「おきやがれ。てめえらのような汚れ多い野郎どもに下げ渡したら死んでも浮かばれねえぜ。磔台の上から化けて出らあな」

「それよりおれに下げ渡してよ、お清めをしてから磔というのはどうでえ」

「てめえのようなやつに下げ渡したんじゃ、それこそ地獄が汚れちまわあ」

口さがない江戸っ子たちが、群れ集まって来て無責任なことをがやがやと囁き立てる。罪人は衆目に晒され、野次馬たちの無責任な話題の中心に置かれて、首枷をつけられ身動きもならぬまま、目を閉じて凝こころつと耐えている。

耐えた後に来るものは、市中引きまわしの上の磔である。絶望の終止符を打つ前に、その絶望よりももつと凄まじい羞恥と、鋸挽きの恐怖に耐えなければならない。これも親殺しの刑の附加刑である。

罪人には朝晩と三回、握り飯と水があたえられる。首まで埋められてるので、刑場の使役が足許まで運んで飲食させてやる。囚人が大小用を訴えたときだけ、穴晒し箱から引き出し、囚人用便所に入れて用を足させる。

これまでの鋸挽きは、昼間だけ晒して夕方七つ刻（午後四時）、穴から出して牢へ帰す。翌朝五つ刻（午前八時）ふたたび牢屋敷から晒し場に引き出すのであるが、復活したばかりの鋸挽きの刑は、二日間昼夜を分かたず晒す。この間使役が番をし、同心六名が自身番屋に詰めていて交

代で見廻りに来る。

罪人が逃亡する虞はないので、これはむしろ野次馬が面白がつて囚人にいたずらするのを防ぐためである。

南町奉行所付同心祖式弦一郎は、初の鋸挽き刑の罪人山城屋おいせにひそかに同情を寄せていた。彼女を捕縛したのはべつの同心であるが、鋸挽きという極刑の復活にしては、吟味も非常に早く、刑もあっさりと確定した。

吟味によつて犯罪事実を認定するが、有罪の基礎は自白である。要するに当時は自白さえ得られれば有罪と認められるので、拷問にかけても自白を強制する。彼女が鋸挽きの刑に処せられたのは、自白に基づいているはずであるから、自白を得るために相当手ひどい拷問が行なわれたことであろう。

当時拷問と牢問は区別されており、拷問はめったに用いられなかつた。牢問としては笞打レモドウ、角材を並べた上に座らせて膝の上に石を置く石抱イシタマ、頭を両足の間にはさみ手足を縛る海老責エビザメがあつた。おそらくおいせには、これら牢問の強制手段が用いられたにちがいない。

重追放以上の重罪を言い渡すためには老中の下知アシカ（許可）を要する。死刑の言い渡しの際には、これを下知した老中の名前をあげるので、老中は自分の月番の間なるべく死刑を出さないようにした。

それにもかかわらずおいせの捕縛から吟味を経て落着まで、二十日もかからなかつた。これは当時としても異常な早さである。将軍の反動政策が、このような即決裁判を生んだのであろう。

鋸挽きの刑が復活した最初に、親殺しを犯した山城屋おいせは、幕府の反動政策の生贊スケープゴートといつてもよい。

おいせは死病に取り憑かれ苦悶する養父を見るに見かねて、毒殺したと自供したそうであるが、情状酌量は一切されなかつた。父親を殺した後、罪状を隠匿しようとして放火したことが、彼女の供述の信憑性を否定していた。

「囚人が一切食べ物や水を受けつけませぬ」

使役が弦一郎に報告してきた。

「口をこじ開けても水だけは飲ませろ。小塚原こうづはらへ引き出すまでは死なせてはならぬ」

弦一郎は命じた。

陰曆の三月上旬は陽曆の四月中旬に当たる。こここのところ好天がつづき、陽射しはすでに初夏をおもわせた。穴晒し箱に閉じ込められ、首だけ出して地中に埋められている囚人は、かなり渴いているはずである。刑場に到着する前に囚人を死なせるようなことがあれば、見廻役同心の責任となる。

食い縛った囚人の口を、使役たちが無理矢理にこじ開けて水は飲ませたが、飯を食わせることはできなかつた。

「飯を食つたところで、二日の命だ。本人が拒む以上、やむを得まい」

弦一郎はあきらめた。食事といつても握り飯二個に沢庵数切れだけである。江戸有数の分限者の令嬢であつた身が、たとえ餓死しても口にできないような代物である。